

春日井市循環型社会形成推進地域計画 第一期

平成 30 年 11 月

平成 31 年 3 月（変更報告）

令和 2 年 11 月（変更承認）

令和 4 年 1 月（変更承認）

令和 4 年 11 月（変更報告）

春日井市

目 次

1	市の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水の処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水の処理の目標	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制、再使用の推進	7
(2)	処理体制	8
(3)	処理施設の整備	11
(4)	施設整備に関する計画支援事業	11
(5)	その他の施策	12
4	計画のフォローアップと事後評価	13
(1)	計画のフォローアップ	13
(2)	事後評価及び計画の見直し	13
添付 1	トレンドグラフ	14
添付 2	対象地域図及び地域内の施設の現況と予定	17
添付 3	現有の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ	19
添付 4	春日井市地域強靱化計画(抜粋)	22
様式 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	25
様式 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	28
参考資料様式 2	施設概要(エネルギー回収施設系)	29
参考資料様式 7	施設概要(浄化槽系)	31
参考資料様式 8	計画支援概要	33

春日井市 循環型社会形成推進地域計画

春日井市

1 市の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	春日井市
面 積	92.78 km ²
人 口	309,011 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

春日井市は愛知県の北西部に位置し、東西に長い市域を有する内陸部の中堅都市である。工業団地造成による工場誘致と、名古屋大都市圏の発展に伴う高蔵寺ニュータウンをはじめとする宅地化により、内陸工業都市と住宅都市の複合的性格を持っており、30 万市民から排出される一般廃棄物を積極的に分別収集し、再生利用を進めることにより、資源の循環を目指している。

ごみの排出状況については、減少傾向を示しており、家庭系ごみの令和元年度の排出量（資源ごみ除く）は、平成 20 年度に比べ約 17.3%減少し、事業系ごみは約 37.4%減少している。

今後も「ともに取り組み次世代へつなぐ循環都市かすがい」を基本理念とし、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成を目指す。

また、生活排水処理については、生活環境の改善及び汚水の適正処理の観点から本市の公共下水道整備と協調しながら、合併処理浄化槽の整備を進める。

前計画の第 1 期計画では、現有処理施設残余容量の逼迫に伴い、今後も処理残渣を適正処理するために新最終処分場の整備を目指し、新最終処分場整備事業に係る基本設計、環境影響調査を行った。前計画の第 2 期計画では、新最終処分場整備事業に係る実施設計等や、新最終処分場整備を行った。また、既存のし尿処理施設について、施設の延命化のため基幹的設備改良工事を行った。

今回の計画では、施設の老朽化が進んでいる春日井市クリーンセンター第 1 工場及び第 2 工場について、施設の中長期修繕計画及び長寿命化総合計画に基づき、計画的な整備と維持管理を実施するとともに、生活排水処理については、これまでに引き続き浄化槽の整備を進める。

(4) 広域化の検討状況

焼却施設については、「愛知県ごみ処理広域化・集約化計画（2021 年度～2030 年度）」が令和 3 年 11 月に策定されている。この計画では、県内を 13 ブロックに分け、施設の集約化と整備を図り、ごみ処理の広域化を目指している。

春日井市は、この計画の春日井ブロックに位置づけられ、計画達成に必要なごみ焼却処理施設は既に整備して継続使用しており、県の計画に適合している。今後、春日井市クリーンセンターにおいては第 2 工場を施設整備による延命化と併せて、処理能力を増加させ、処理能力が充足した後、第 1 工場を廃止し、1 工場による処理体制を目指す。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう環境カレンダーや SNS 等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

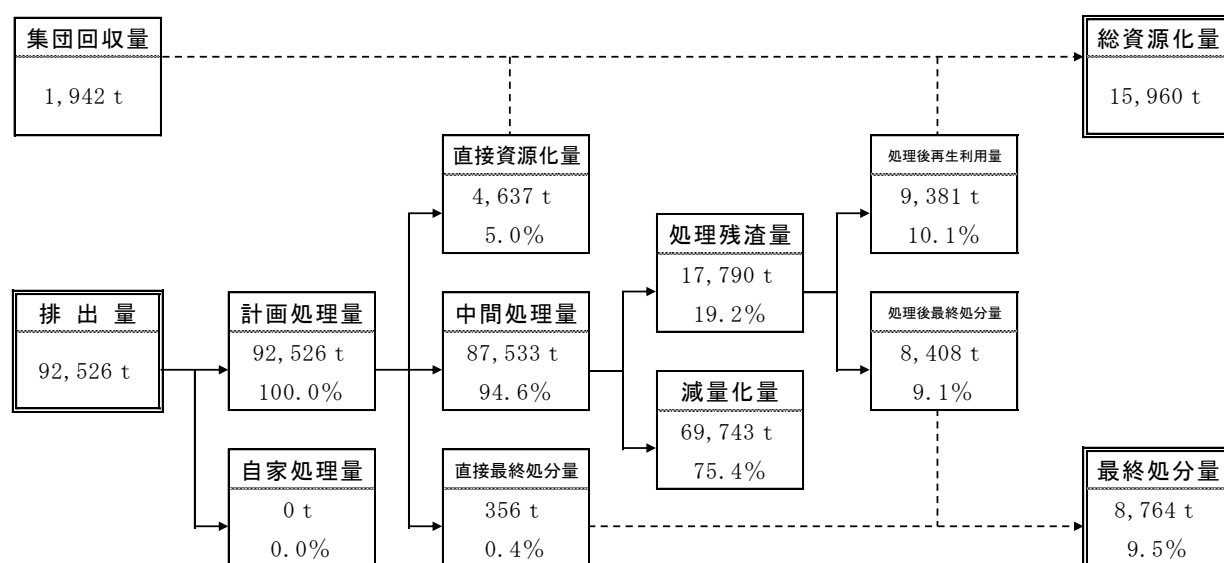
プラスチック容器包装廃棄物の分別収集・再商品化については、既に実施しているところであるが、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物については当面の間、可燃ごみ又は不燃ごみとして処分を継続する。今後コストや環境影響等の情報収集を行い、財政状況等を踏まえながら分別収集・再商品化の実施方法や実施時期について検討を行う。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和元年度の一般廃棄物の排出、処理状況は、図 1 のとおりである。

なお、焼却施設はエネルギー回収施設として位置づけられており、ごみ焼却エネルギーを利用した、発電による自家消費、余剰電力の売電及び市内公共施設（小学校等）への電力供給のほか、蒸気・温水の場内利用や、隣接する市営施設（福祉の里レインボープラザ）への熱供給（給湯、冷暖房）を行っている。

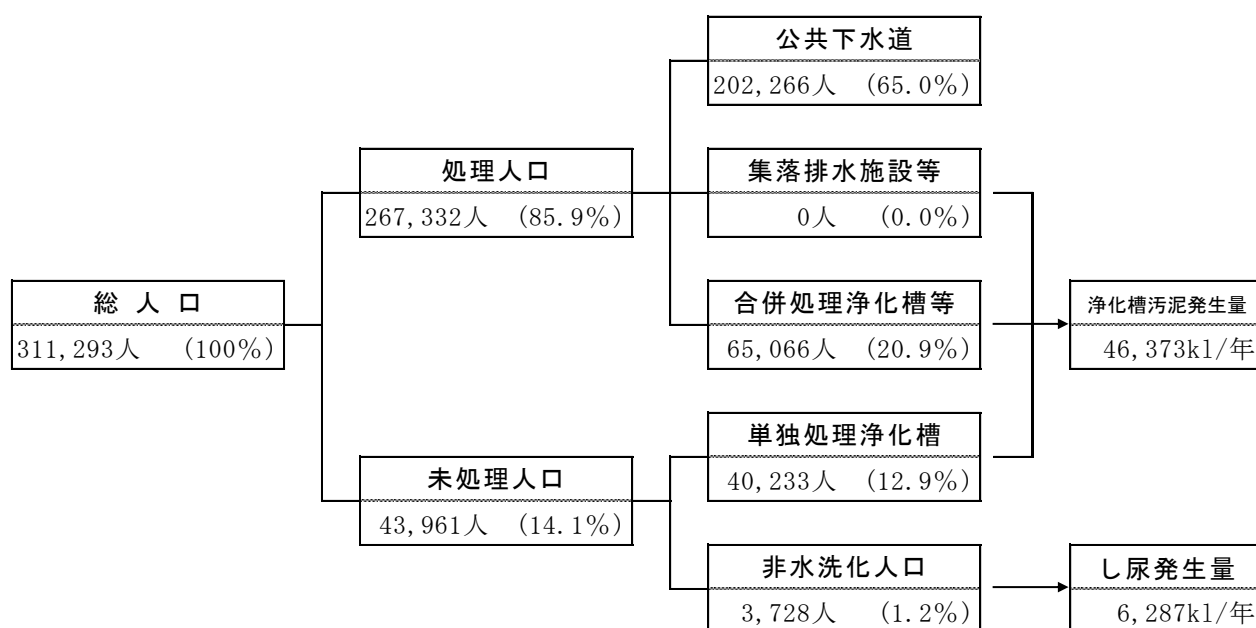


※小数点以下の四捨五入の関係で、収支が合わない場合がある。

図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和元年度）

(2) 生活排水の処理の現状

平成 29 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は、図 2 のとおりである。



※小数点以下四捨五入の関係で、収支が合わない場合がある。

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 29 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表 1 のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいく。

表 1 一般廃棄物の減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※ ¹) (令和元年度)	目 標 (割合※ ¹) (令和6年度)
排 出 量	事業系 総排出量	21,503 t	19,925 t (-7.3%)
	1事業所当たりの排出量※ ²	2.07 t/事業所	1.97 t/事業所 (-4.8%)
	生活系 総排出量	71,022 t	68,750 t (-3.2%)
	1人当たりの排出量※ ³	183.2 kg/人	170.2 kg/人 (-7.1%)
	合 計 事業系生活系排出量合計	92,526 t	88,675 t (-4.2%)
再生利用量	直接資源化量	4,637 t (5.0%)	7,343 t (8.3%)
	総資源化量	15,960 t (17.2%)	18,535 t (20.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量)	28,300 MWh	25,240 MWh
	エネルギー回収量(年間の熱利用量)	627,404 GJ	539,505 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	8,764 t (9.5%)	7,588 t (8.6%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

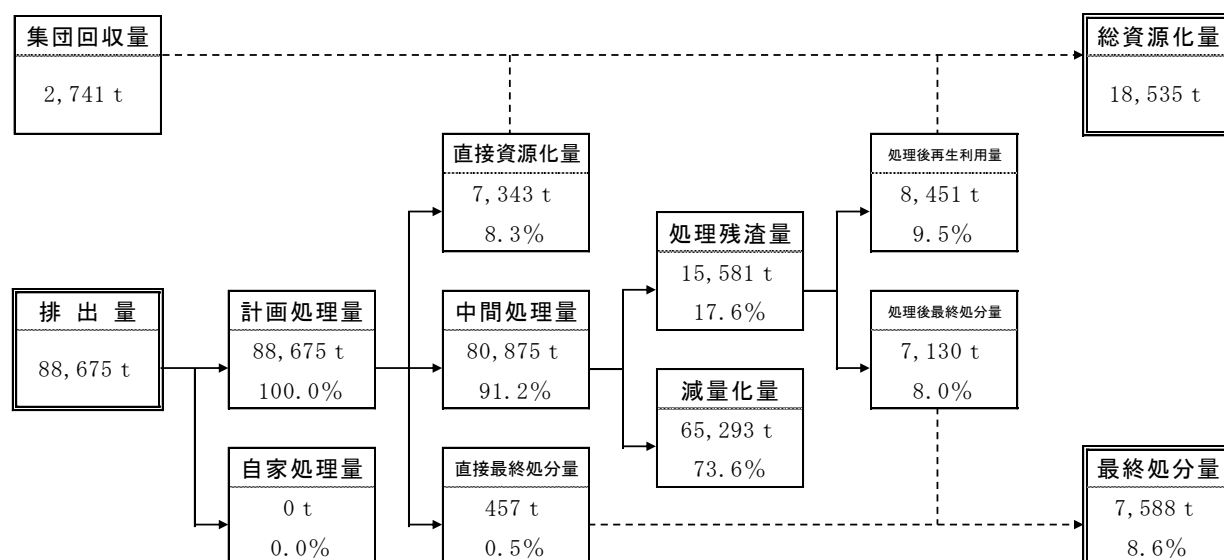
排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設（クリーンセンターのごみ焼却処理施設）において発電される年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

※4 小数点以下の四捨五入の関係で、収支が合わない場合がある。



※小数点以下の四捨五入の関係で、収支が合わない場合がある。

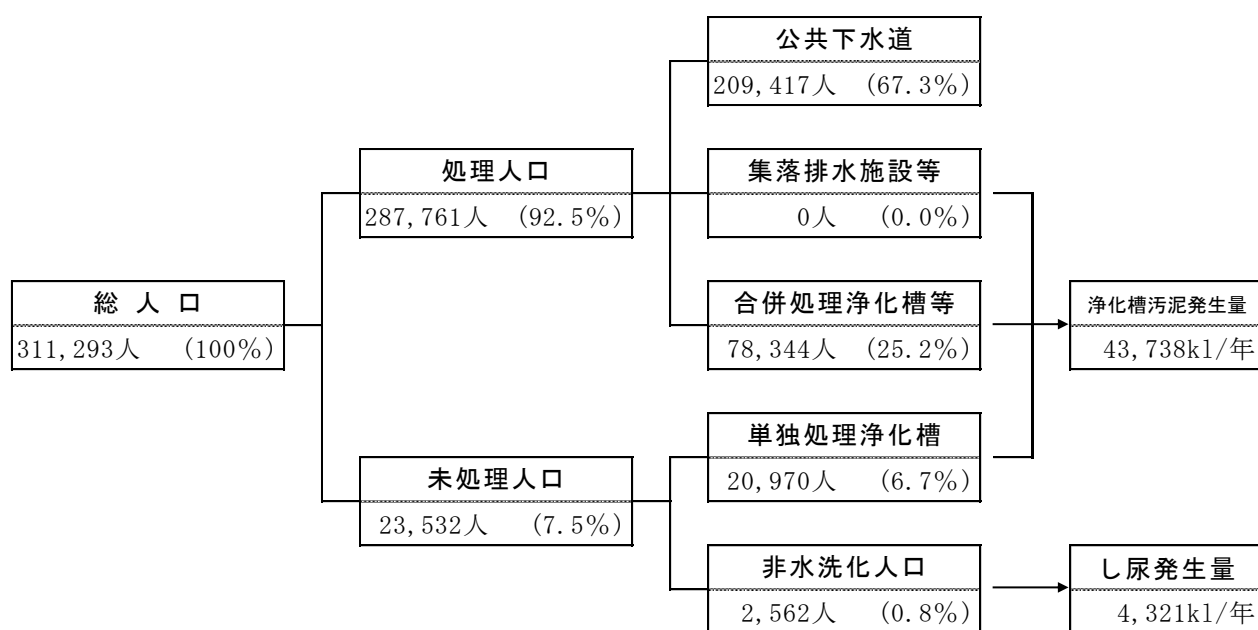
図 3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和6年度）

(4) 生活排水の処理の目標

生活排水処理については、表 2 に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていく。

表 2 生活排水処理に関する現状と目標

		平成29年度実績	令和6年度目標
処理形態別人口	公共下水道	202,266人 (65.0%)	209,417人 (67.3%)
	農業集落排水施設等	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽等	65,066人 (20.9%)	78,344人 (25.2%)
	未処理人口	43,961人 (14.1%)	23,532人 (7.5%)
	合 計	311,293人	311,293人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	6,287kl	4,321kl
	浄化槽汚泥量	46,373kl	43,738kl
	合 計	52,659kl	48,059kl



※目標については、年度当初（R6.3.31 時点）の数値とする。
小数点以下四捨五入の関係で、収支が合わない場合がある。

図 4 生活排水の処理状況フロー（令和 6 年度当初）

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 普及啓発、環境教育、助成

ごみの分別・排出方法について、冊子やホームページ、新たに導入したごみ分別アプリ「さんあ〜る」等により積極的に周知するとともに、事業者や町内会等への出前講座や集合住宅向け排出指導を充実させ、ごみの減量・分別・排出方法の周知を含め意識の向上を図る。

また、小学生に向けた副読本の作成・配布や「子ども環境アカデミー」等の環境教育、清掃活動イベントを通じて、環境に配慮した考えと行動ができる市民の育成に努める。

さらに、エコメッセ春日井(リサイクルプラザ)におけるリサイクル工作等の講座開催や情報発信により、リサイクル品の積極的な利用を促進する。

そのほか、子ども会・町内会等の資源回収団体に対する奨励金制度や家庭用生ごみ処理機の購入費補助制度は、引き続き継続していく。

イ 排出者責任の明確化

生活系ごみについて、ごみを出した人の責任を明確にし、分別不十分や地域外からの持ち込みなどマナー違反を減らすことを目的に、新たな収集方式として戸別収集や拠点回収の強化などについて検討を行う。

事業系ごみについては、産業廃棄物や市外で発生するごみの持ち込み等の不適正な搬入に対応するために、クリーンセンターにおける搬入時の検査及び指導を行い、排出事業者に対し積極的に排出抑制、分別の徹底を促していく。

また、事業活動に伴い多量の廃棄物を排出する事業者に対し、ごみの減量化・資源化を促すための計画書の作成や適正処理等の指導を実施する。

ウ 処理手数料の適正化

生活系ごみについて、経済的インセンティブを活用した排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化、ごみ減量意識の高揚等の効果がある生活系ごみの有料化（指定ごみ袋の有料化など）の導入について、調査・研究していく。また、粗大ごみについて、処理手数料等の改定を検討する。

事業系ごみについては、排出者に対して、ごみ処理費用の適正な負担を求めるため、毎年度、ごみ処理コストの算出を行い、処理手数料の適正化を検討し、必要に応じて改定を行う。また、改定を行う場合は市外で発生するごみの持ち込みを防止するため、近隣市町村の状況を加味して検討する。

エ 生活排水対策

家庭から排出される汚濁負荷量の削減のため、次の啓発活動の強化を図る。

- ・単独処理浄化槽または汲み取りから合併処理浄化槽への転換を推進
- ・市主催の環境関連イベントなどでの啓発パネル展示
- ・河川浄化モデル事業などによる、公共用水域の水質汚濁防止のための生活排水対策の啓発や河川美化活動の推進
- ・リーフレットの作成
- ・広報やホームページによるPR

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表 3 のとおりである。

今後もこの処理体制を継続し、適正処理及び循環型社会形成を推進するものとする。

分別品目や収集については、今後も現在の体制を継続しつつ、ごみの減量と資源化を図り、必要に応じて随時見直しを行う。また、焼却施設、不燃・粗大施設、リサイクル施設について、長寿命化総合計画を策定し、適正な維持管理に努め、施設の延命化と効率化を図っていく。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、許可業者搬入・直接搬入により事業系ごみを受け入れ、生活系の燃やせるごみと同様に処理・処分を行っている。

今後も適正処理の指導等により、事業者のごみの減量及びリサイクルに対する意識の高揚を図り、ごみの排出抑制・資源化の促進の強化を図っていく。

ウ 廃棄物資源化の現状と今後

ごみ焼却処理施設は、エネルギー回収機能を持つものとし、廃棄物を燃料として、効率的な熱エネルギーの回収を行うことにより、光熱費の削減を図る。

今後、焼却施設の整備にあたっては、より効率的な熱エネルギーの回収を検討する。

事業系ごみの資源については、民間の資源化施設へ搬入するよう指導していく。

エ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、市の所有する施設においては、産業廃棄物の処理、処分は行っていない。今後も産業廃棄物の処理、処分を行う計画はない。

オ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、公共下水道の整備を基本とするが、公共下水道事業計画区域外については合併処理浄化槽の整備を行い、その中でも単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を重点的に進めていく。

表 3 春日井地域（春日井市）の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（R1年）			今後（R6年）				
春日井市			分別区分	処理方法		処理施設等	
分別区分	処理方法	処理施設等				一次処理	二次処理
燃やせるごみ	焼却 (熱回収)	春日井市クリーンセンター	燃やせるごみ	焼却 (熱回収)	発電	春日井市クリーンセンター	[飛灰処理物等] 最終処分場
燃やせないごみ	複合	春日井市クリーンセンター	燃やせないごみ	複合	破砕分別ほか	春日井市クリーンセンター	焼却、(民間資源化) 最終処分場
新聞紙	リ サ イ ク ル	(民間資源化)	新聞紙	リ サ イ ク ル	再資源化	(民間資源化)	
雑誌、雑がみ		(民間資源化)	雑誌、雑がみ		再資源化	(民間資源化)	
段ボール		(民間資源化)	段ボール		再資源化	(民間資源化)	
牛乳パック類		(民間資源化)	牛乳パック類		再資源化	(民間資源化)	
古着		(民間資源化)	古着		再資源化	(民間資源化)	
飲料缶		春日井市クリーンセンター	飲料缶		再資源化	春日井市クリーンセンター	(民間資源化)
ガラスびん		春日井市クリーンセンター	ガラスびん		再資源化	春日井市クリーンセンター	(民間資源化)
ペットボトル		春日井市クリーンセンター	ペットボトル		再資源化	春日井市クリーンセンター	(民間資源化)
プラスチック容器包装類		(民間資源化)	プラスチック容器包装類		再資源化	(民間資源化)	
金属類(小型家電含む)		春日井市クリーンセンター	金属類(小型家電含む)		再資源化	春日井市クリーンセンター	(民間資源化)
廃食油		(民間資源化)	廃食油		再資源化	(民間資源化)	
使用済み乾電池等		(民間資源化)	使用済み乾電池等		再資源化	(民間資源化)	
粗大ごみ	複合	春日井市クリーンセンター	粗大ごみ	複合	破砕分別ほか	春日井市クリーンセンター	焼却、(民間資源化) 最終処分場
特定廃棄物		春日井市クリーンセンター	特定廃棄物		破砕分別ほか	春日井市クリーンセンター	焼却、(民間資源化) 最終処分場
家電4品目	リサイクル	(民間資源化)	家電4品目	リサイクル	再資源化	(民間資源化)	
直接埋立物	埋立処分	内津北山最終処分場	直接埋立物	埋立処分		内津北山最終処分場	
(集団回収) 新聞紙、雑誌、雑がみ、段 ボール、牛乳パック類、古 着、アルミ缶、ガラスびん	リサイクル	(民間資源化)	(集団回収) 新聞紙、雑誌、雑がみ、段 ボール、牛乳パック類、古 着、アルミ缶、ガラスびん	リサイクル	再資源化	(民間資源化)	

表 3 別紙 廃棄物の具体的な分別区分

現状（R1年）	
春日井市	
分別区分	廃棄物の種類
燃やせるごみ	生ごみ、リサイクルできない紙、革製品、靴、木の枝、おむつ、ぬいぐるみ、30cm以下のプラスチック製品、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等
燃やせないごみ	ガラス・陶器類、使い捨てカイロ、電球等
新聞紙	新聞紙
雑誌	雑誌
雑がみ	封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等リサイクルできる紙
段ボール	段ボール
牛乳パック類	牛乳、コーヒー、お茶等の紙パック
古着	ワイシャツ、セーター、スカート等の古着
飲料缶	ビール、コーヒー、清涼飲料等の飲料缶
ガラスびん	ビール瓶、一升瓶等の飲食用びん
ペットボトル	清涼飲料、お茶、しょうゆ等のPETマークがあるもの
プラスチック容器包装類	カップ・パック類、袋・ラップ類、ボトル類等、プラスチック製容器包装識別表示（ブラマーク）のあるもの
金属類（小型家電含む）	小型家電、作業道具等金属製のもの
廃食用油	植物性天ぷら油
使用済み乾電池等	乾電池、水銀体温計
粗大ごみ	ベッド、ソファ、テーブル、タンス、本棚、テレビ台、オーディオラック、食器棚等（1辺80cm以上）
特定廃棄物	電気式温水タンク、太陽熱温水器、スプリングマットレス、タイヤ、ホイール、バッテリー
家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機
直接埋立物	土、石、瓦
（集団回収） 新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール、牛乳パック類、古着、アルミ缶、ガラスびん	新聞紙、雑誌、封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等リサイクルできる紙、段ボール、牛乳、コーヒー、お茶等の紙パック、ワイシャツ、セーター、スカート等の古着、ビール、コーヒー、清涼飲料等のアルミ缶、ビール瓶、一升瓶等の飲食用びん

今後（R6年）	
分別区分	廃棄物の種類
燃やせるごみ	生ごみ、リサイクルできない紙、革製品、靴、木の枝、おむつ、ぬいぐるみ、30cm以下のプラスチック製品、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等
燃やせないごみ	ガラス・陶器類、使い捨てカイロ、電球等
新聞紙	新聞紙
雑誌	雑誌
雑がみ	封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等リサイクルできる紙
段ボール	段ボール
牛乳パック類	牛乳、コーヒー、お茶等の紙パック
古着	ワイシャツ、セーター、スカート等の古着
飲料缶	ビール、コーヒー、清涼飲料等の飲料缶
ガラスびん	ビール瓶、一升瓶等の飲食用びん
ペットボトル	清涼飲料、お茶、しょうゆ等のPETマークがあるもの
プラスチック容器包装類	カップ・パック類、袋・ラップ類、ボトル類等、プラスチック製容器包装識別表示（ブラマーク）のあるもの
金属類（小型家電含む）	小型家電、作業道具等金属製のもの
廃食用油	植物性天ぷら油
使用済み乾電池等	乾電池、水銀体温計
粗大ごみ	ベッド、ソファ、テーブル、タンス、本棚、テレビ台、オーディオラック、食器棚等（1辺80cm以上）
特定廃棄物	電気式温水タンク、太陽熱温水器、スプリングマットレス、タイヤ、ホイール、バッテリー
家電4品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機
直接埋立物	土、石、瓦
（集団回収） 新聞紙、雑誌、雑がみ、段ボール、牛乳パック類、古着、アルミ缶、ガラスびん	新聞紙、雑誌、封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等リサイクルできる紙、段ボール、牛乳、コーヒー、お茶等の紙パック、ワイシャツ、セーター、スカート等の古着、ビール、コーヒー、清涼飲料等のアルミ缶、ビール瓶、一升瓶等の飲食用びん

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)処理体制を踏まえた、分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備予定の処理施設

事業番号	整備施設種類 (施設名)	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	エネルギー回収型 廃棄物処理施設 (春日井市クリーンセンター)	基幹的設備 改良工事事業	ごみ処理 施設 (300t/日)	春日井市神 屋町1番地 の2	R4～R5 (R4～R8)	-
2	エネルギー回収型 廃棄物処理施設 (春日井市クリーンセンター)	解体・撤去 工事事業	ごみ処理 施設 (260t/日)	春日井市神 屋町1番地 の2	次期計画 (R9～R10)	-

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化

ア 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽の整備計画

事業名	直近の整備済 基数(基) (平成29年度)	整備計画 基数(基)	整備計画 人口(人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	4,657	1,095	2,622	R1～R5	春日井市地域 強靱化計画
合 計	4,657	1,095	2,622		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名 (施設名)	事業内容	事業期間
1	春日井市クリーンセンター整備 に関する発注・技術支援事業 (春日井市クリーンセンター)	仕様書作成等	R3
2	春日井市クリーンセンター第1 工場解体・撤去に関する実施設 計事業 (春日井市クリーンセンター)	設計書作成等	次期計画 R7

(5) その他の施策

春日井市の循環型社会を形成するため、次の施策を実施していく。

ア 水銀製品の適正処理

水銀の適正処理を行うため、家庭から排出される蛍光管などについて、分別区分を検討する。

イ 危険物の収集体制の整備

ライター、カセットボンベなど発火性危険物の収集方法について、収集から処分までの方法を調査、検討する。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

地震災害、風水害時の災害廃棄物については、生活環境に支障が生じないよう収集・処理を行うため、災害廃棄物処理計画に基づき、施設機能の回復と収集体制の確保を図るとともに、適正なごみ処理に努める。また、施設ごとに業務継続計画（ＢＣＰ）の作成や処理施設を点検、修復、復旧するためのマニュアルを整備するとともに、机上訓練、実施訓練を行い、災害時の対応体制を整える。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

春日井市は、毎年計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて愛知県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

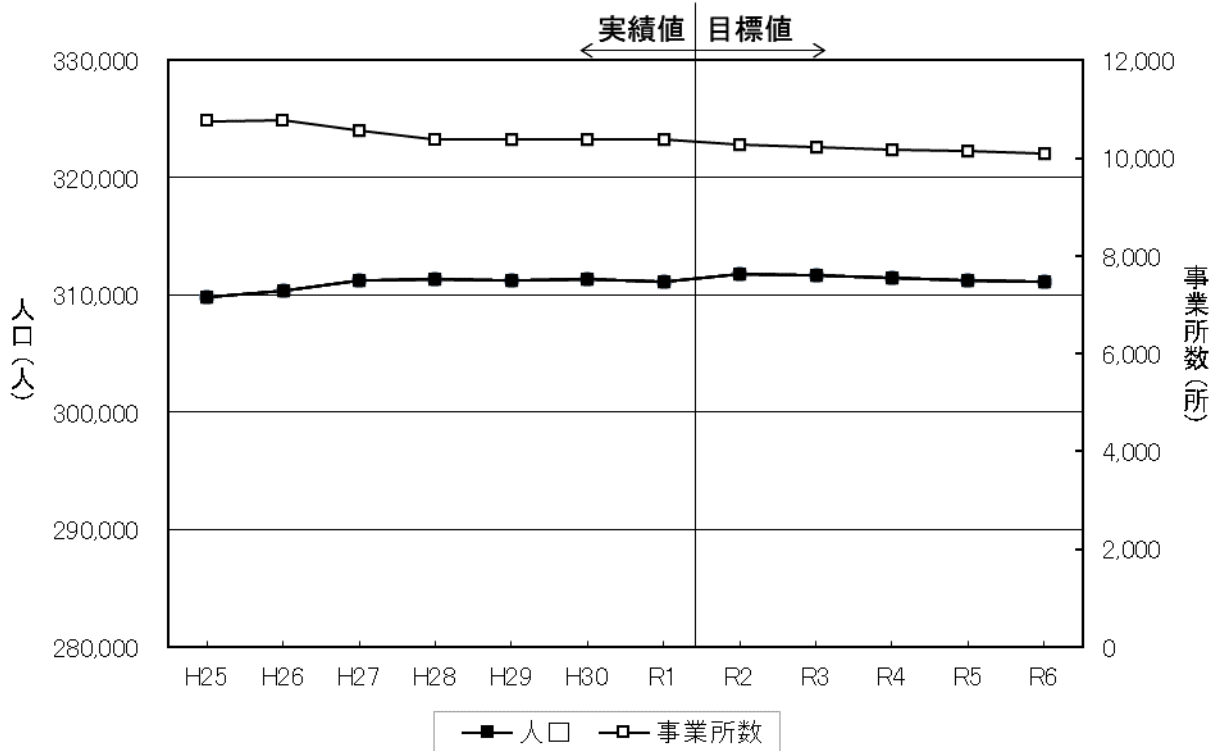
(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

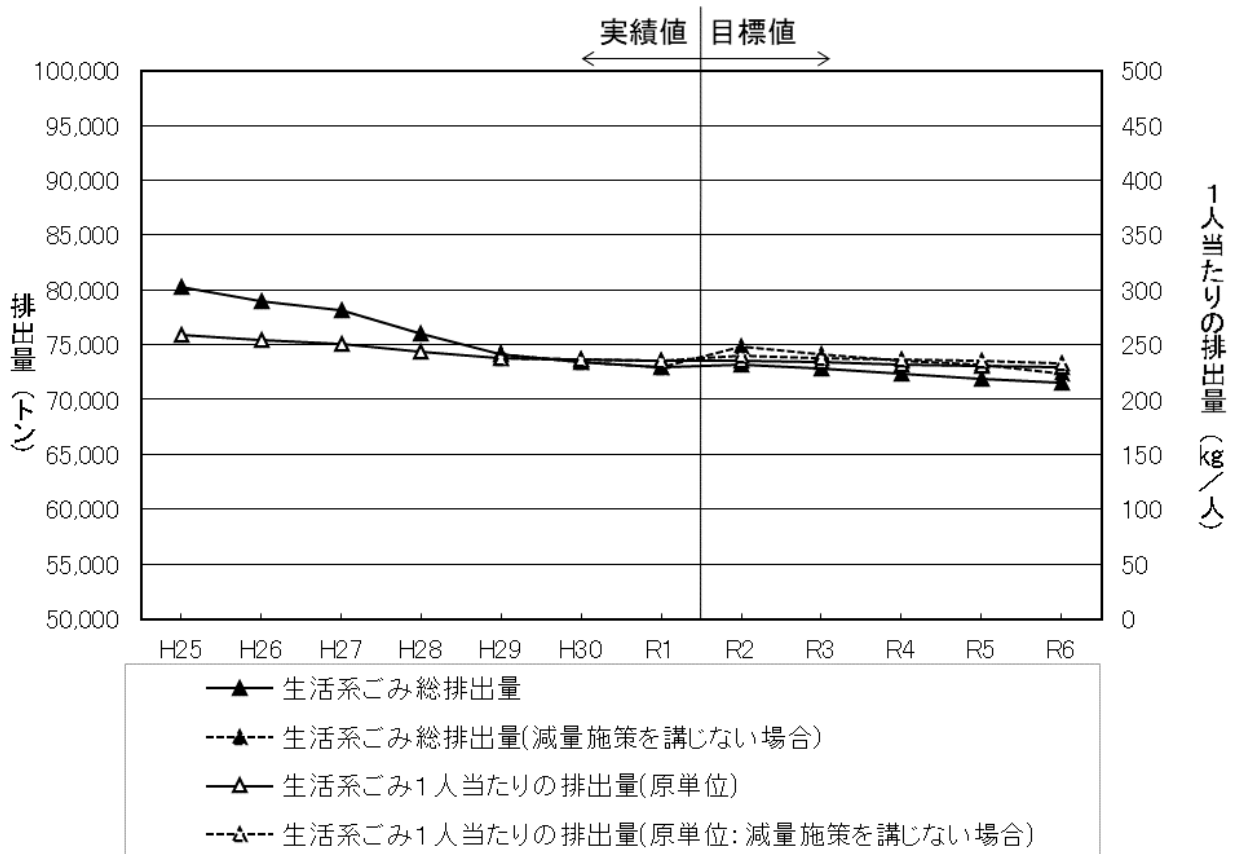
また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付1 トレンドグラフ(人口、事業所数)

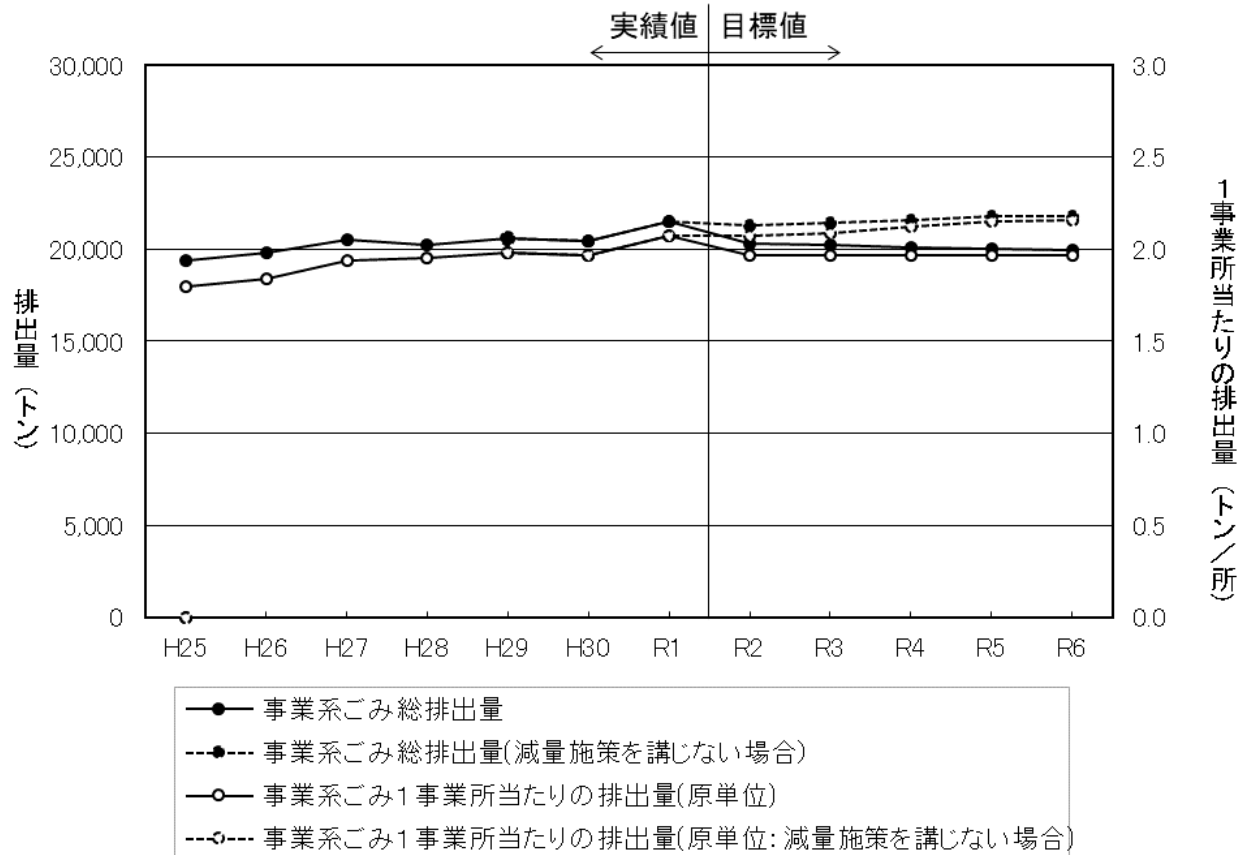


添付1 トレンドグラフ(生活系ごみ排出量・原単位)

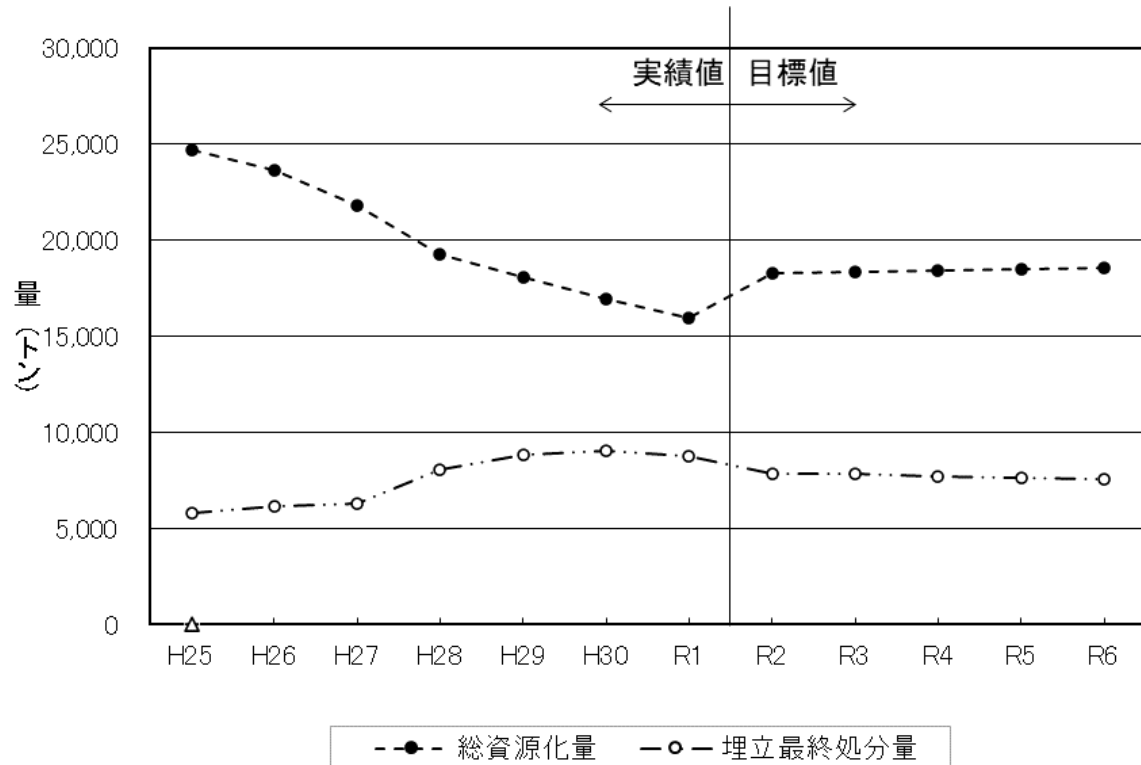


※資源収集量を含む

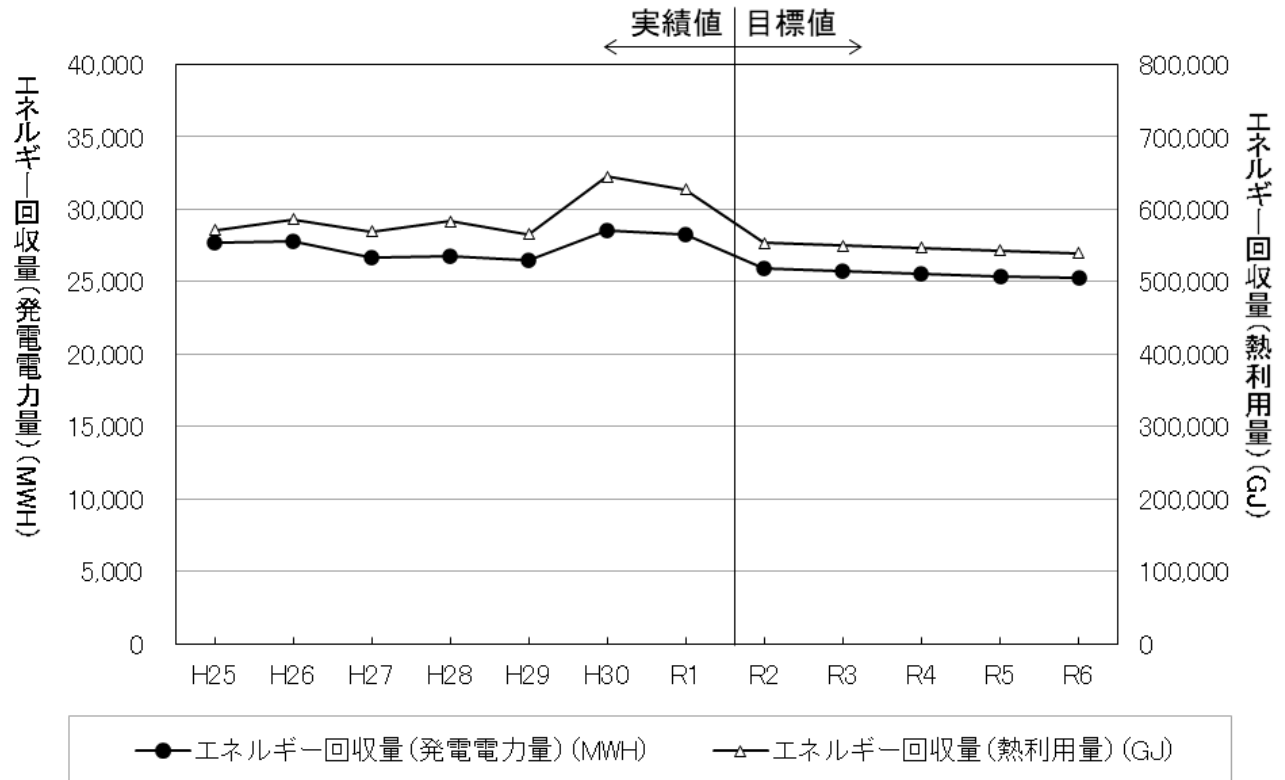
添付1 トレンドグラフ(事業系ごみ排出量・原単位)



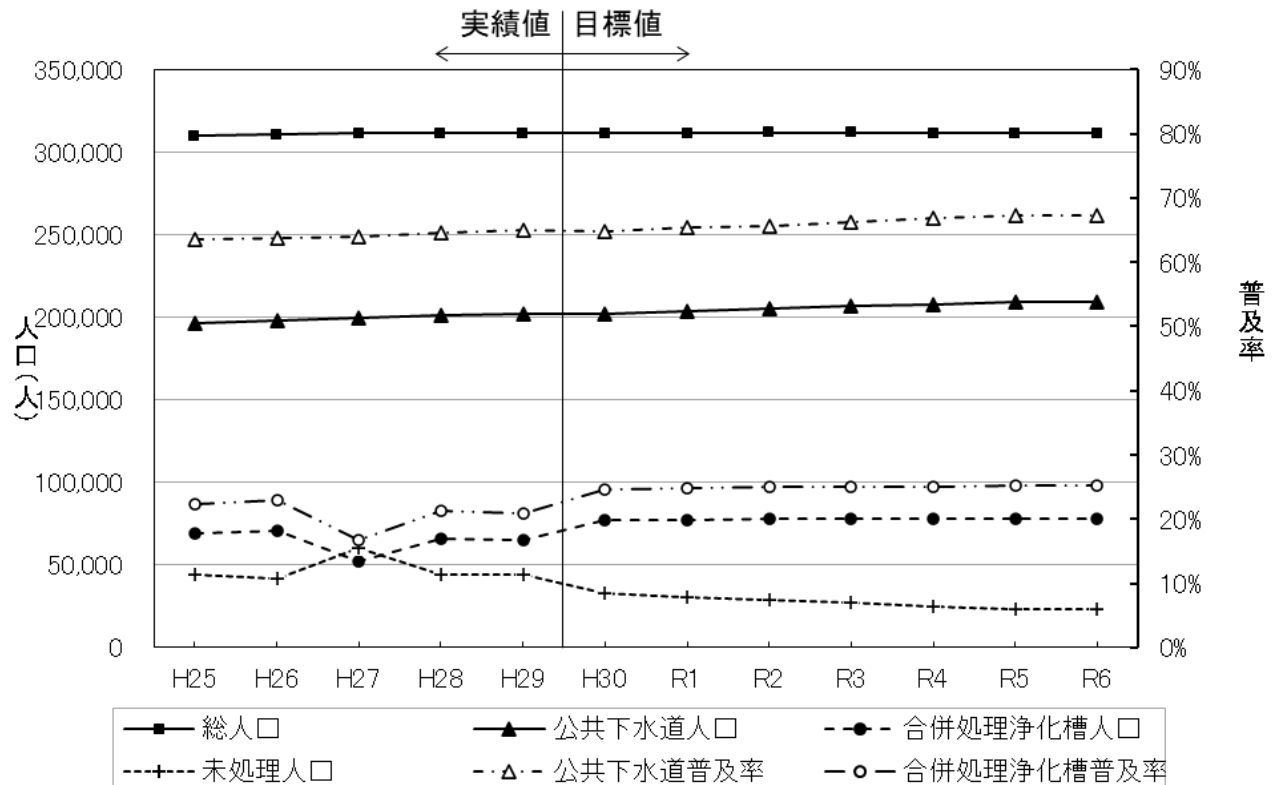
添付1 トレンドグラフ
(総資源化量、最終処分量)



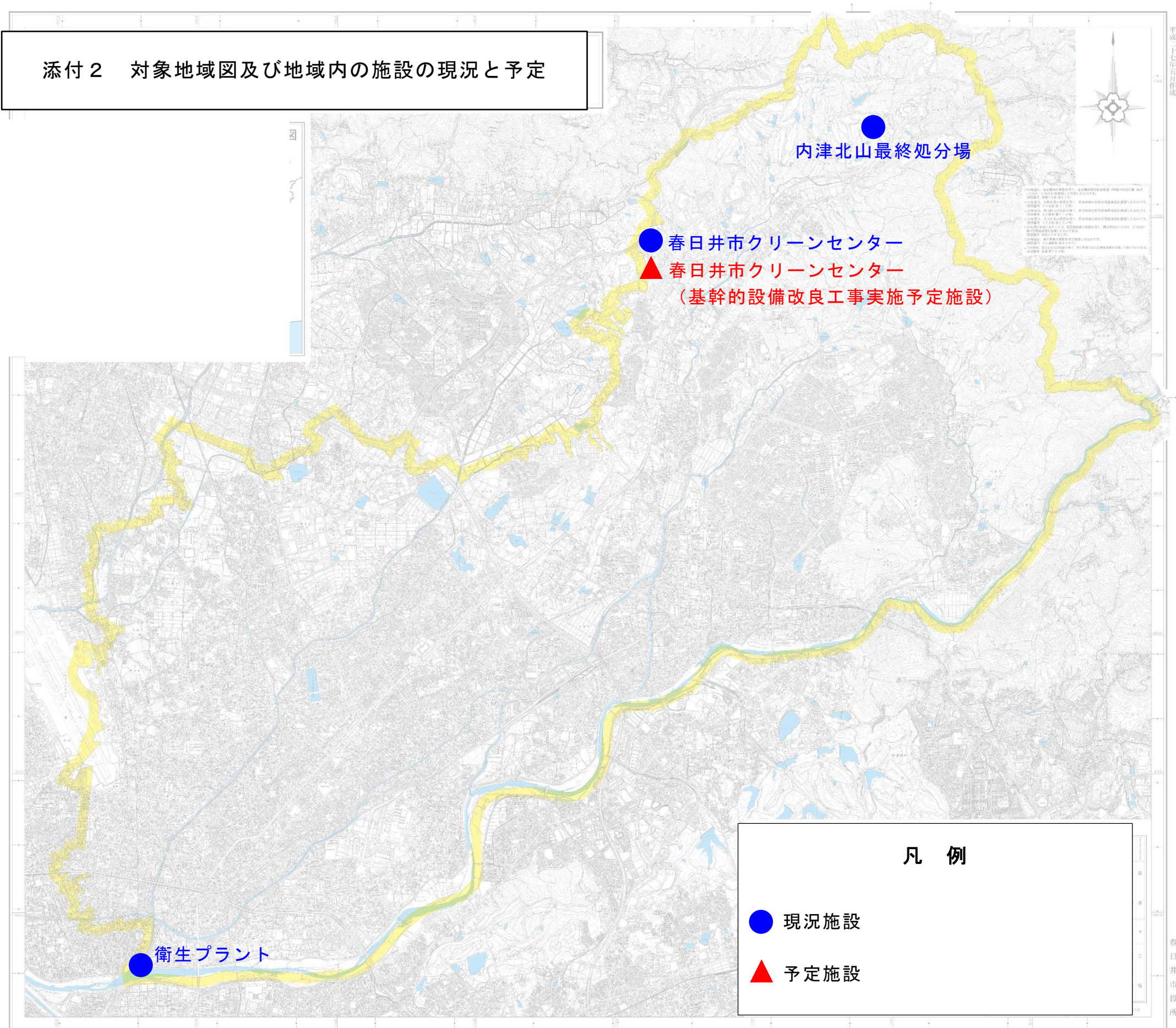
添付1 トレンドグラフ(エネルギー回収量)



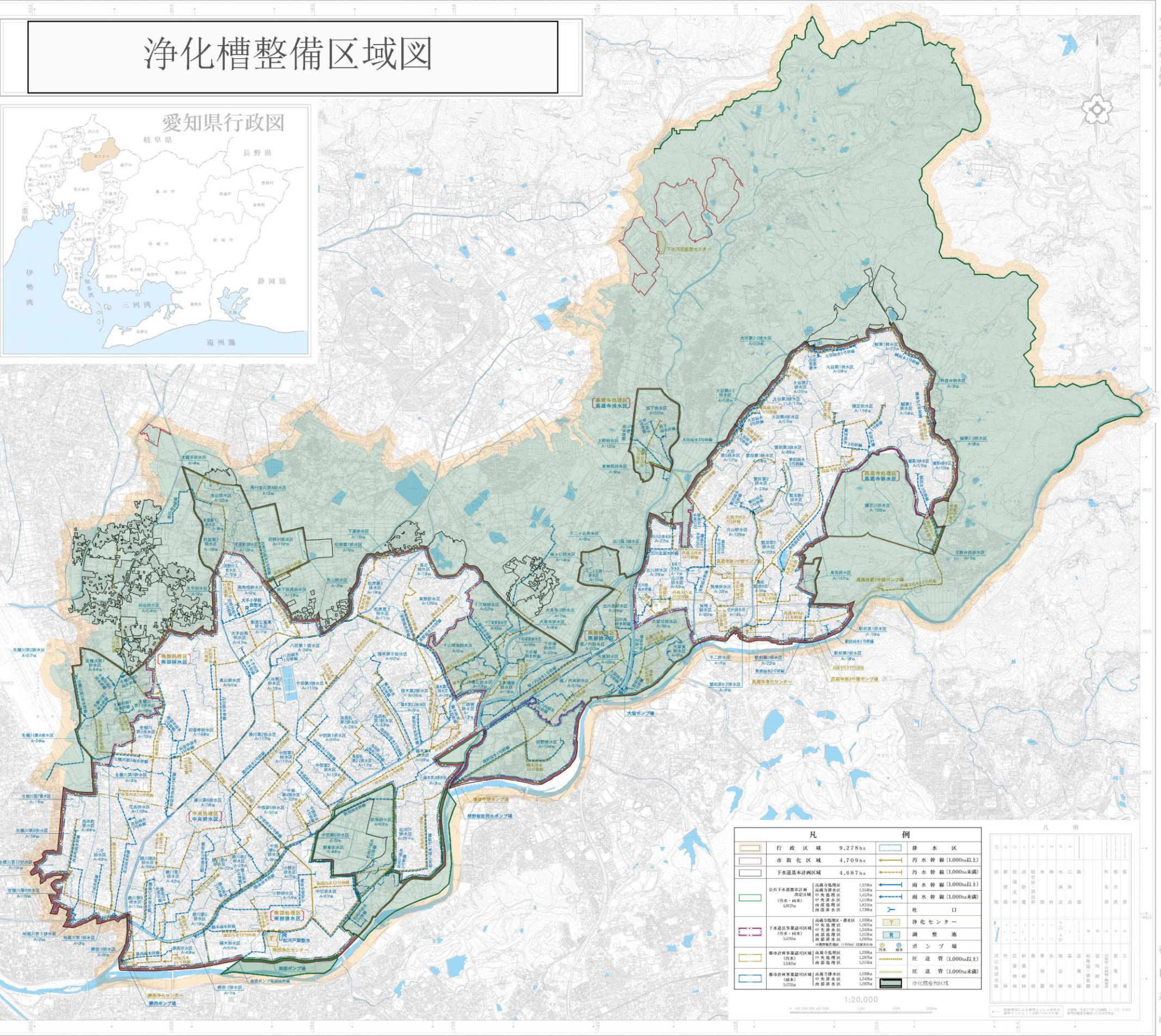
添付1 トレンドグラフ(生活排水処理)



添付2 対象地域図及び地域内の施設の現況と予定



浄化槽整備区域図



凡		例						
	行政区域	9,278ha		排水区				
	市街化区域	4,709ha		汚水幹線 (1,000m以上)				
	下水道基本計画区域	4,687ha		汚水幹線 (1,000m未満)				
 公営下水道敷設計画 (内訳・単位) 4,652ha	高滝町排水区	1,370ha		雨水幹線 (1,000m以上)				
	中央排水区	1,612ha			雨水幹線 (1,000m未満)			
	南東排水区	1,131ha				排水口		
	西部排水区	1,539ha						
 下水道事業認可区域 (内訳・単位) 3,470ha	高滝町排水区・東郷区	1,079ha					浄化センター	
	中央排水区	1,382ha						調整池
	南東排水区	1,242ha				ポンプ場		
	西部排水区	1,765ha						
 都市計画事業認可区域 (内訳・単位) 3,332ha	高滝町排水区 (1,132ha)	1,132ha					圧送管 (1,000m以上)	
	中央排水区	1,287ha						圧送管 (1,000m未満)
	南東排水区	1,011ha				浄化槽整備区域		
	西部排水区	1,092ha						
 都市計画事業認可区域 (内訳・単位) 3,575ha	高滝町排水区	1,079ha						
	中央排水区	1,382ha						
	南東排水区	1,242ha						
	西部排水区	1,092ha						

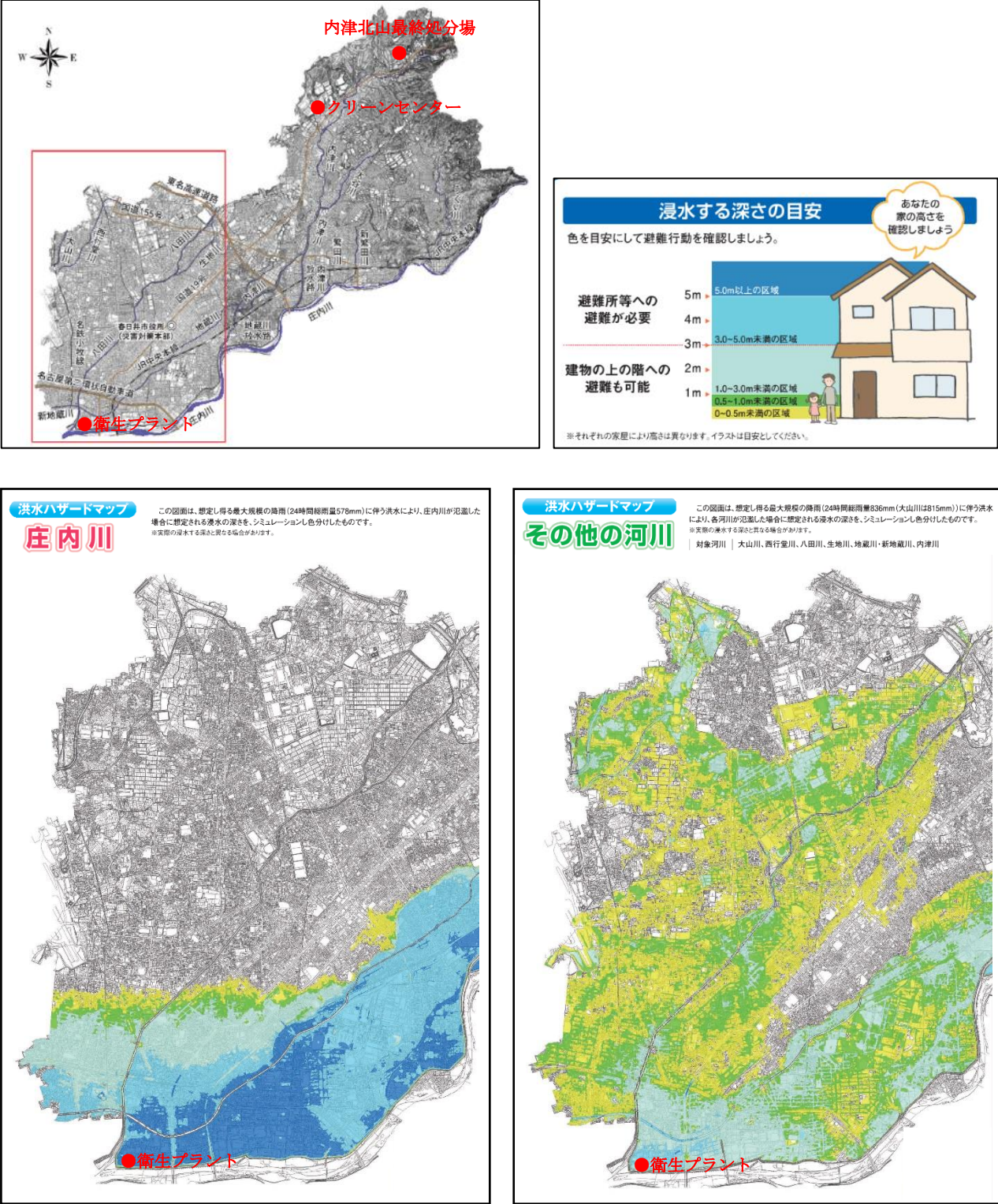
凡 例									
	行政区域	9,278ha		排水区					
	市街化区域	4,709ha		汚水幹線 (1,000m以上)					
	下水道基本計画区域	4,687ha		汚水幹線 (1,000m未満)					
	公営下水道敷設計画 (内訳・単位)			雨水幹線 (1,000m以上)					
				雨水幹線 (1,000m未満)					
	下水道事業認可区域 (内訳・単位)			排水口					
				浄化センター					
	都市計画事業認可区域 (内訳・単位)			調整池					
				ポンプ場					
	都市計画事業認可区域 (内訳・単位)			圧送管 (1,000m以上)					
				圧送管 (1,000m未満)					
	都市計画事業認可区域 (内訳・単位)			浄化槽整備区域					

平成二十七年十月作成

春日井市

添付3 ハザードマップ

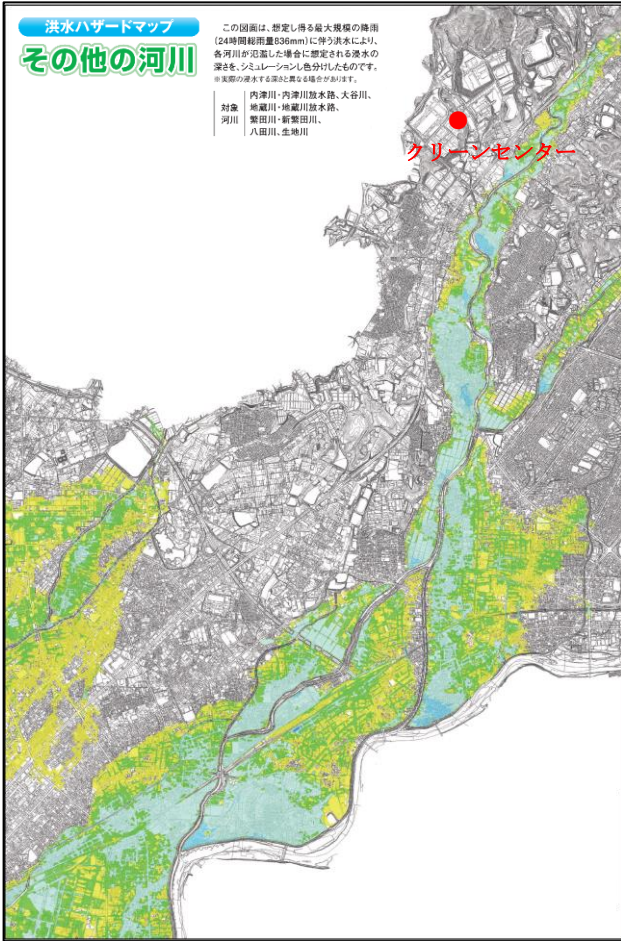
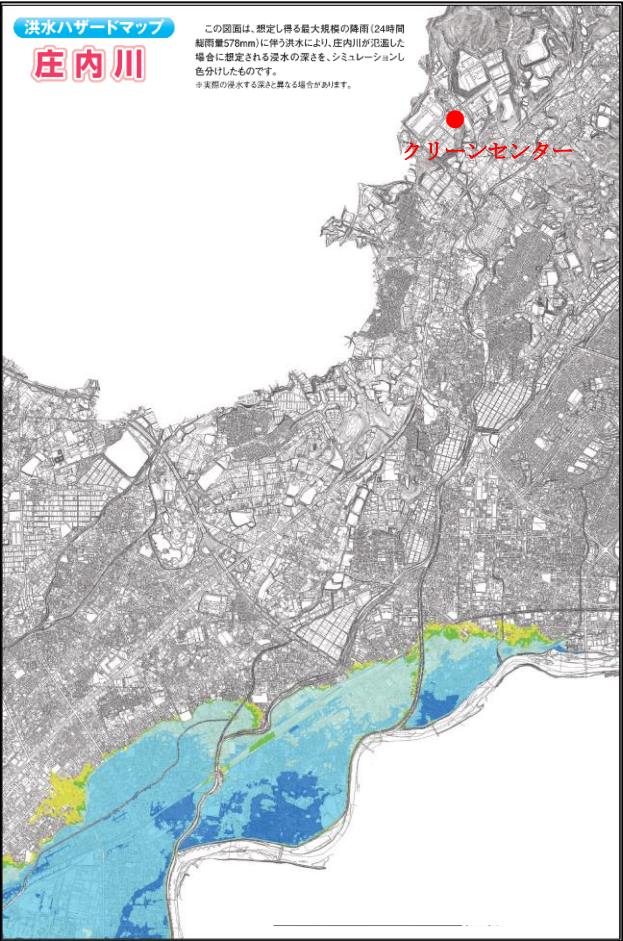
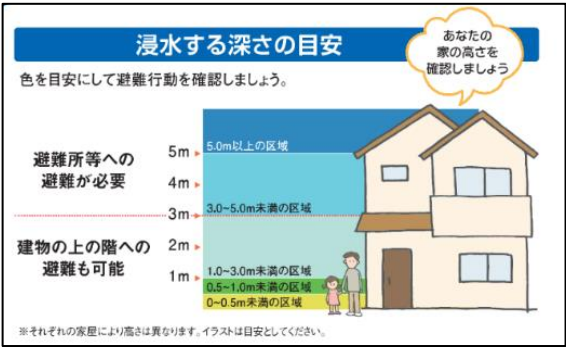
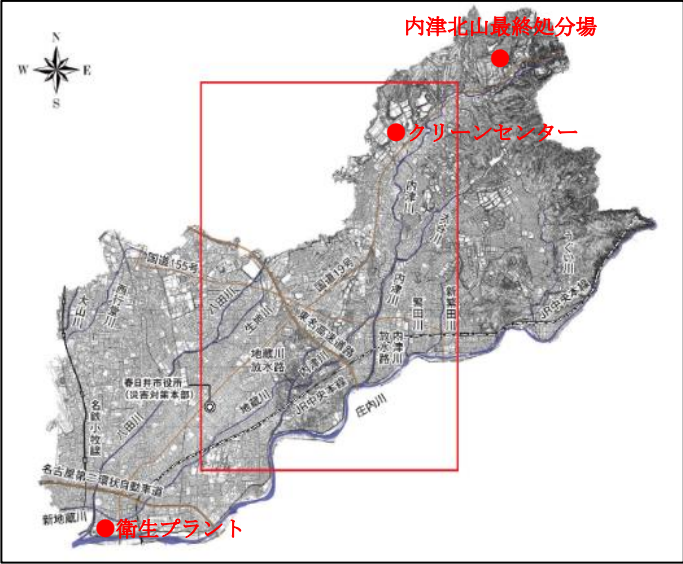
春日井市ハザードマップ 西部地区版



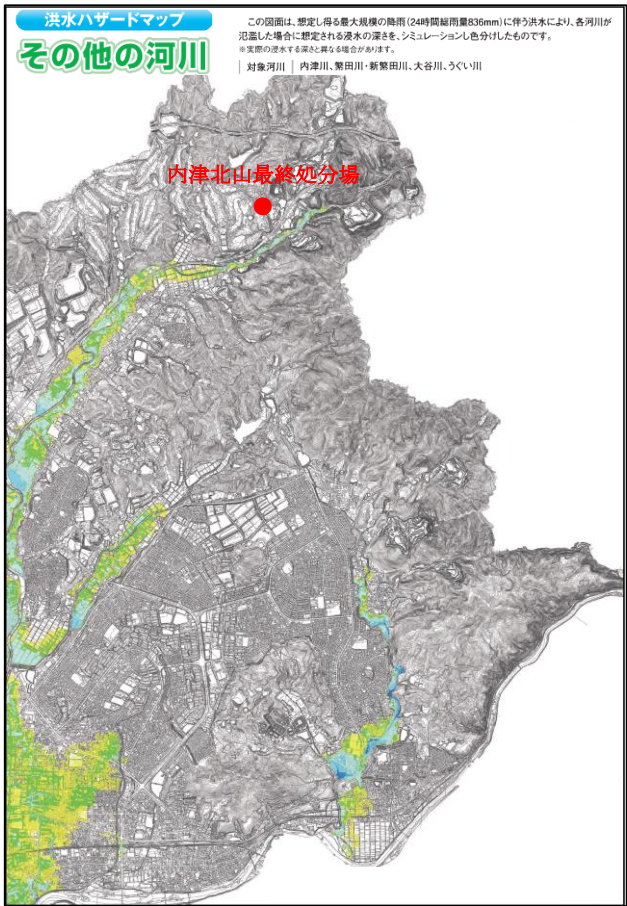
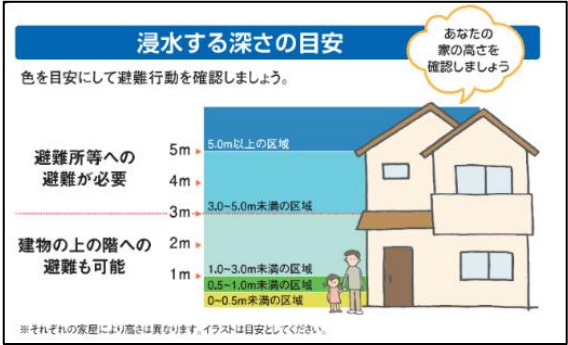
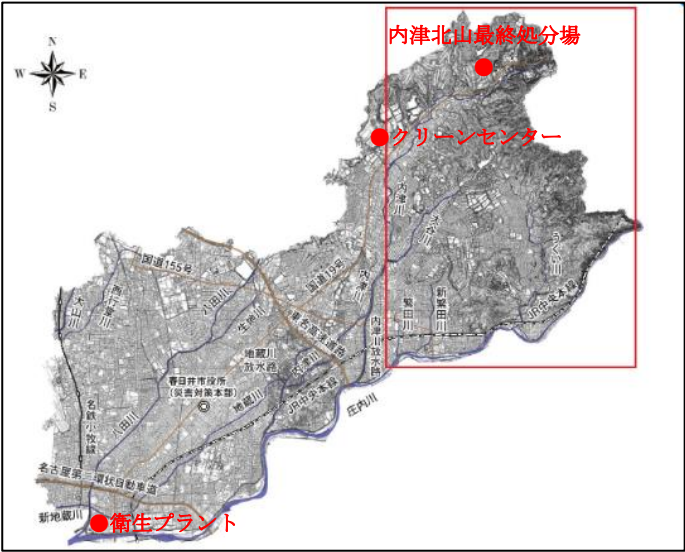
衛生プラント浸水想定 (5m以上の区域)

衛生プラントは、浸水対策として電気室を2階に設置している。

春日井市ハザードマップ 中部地区版



春日井市ハザードマップ 東部地区版



春日井市地域強靱化計画

令和 2 年 8 月

春日井市

< 目 次 >

第 1 章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨 1

2 計画策定の意義 1

3 計画の位置づけ 2

 (1) 計画の位置づけ 2

 (2) 対象とする区域 2

第 2 章 春日井市の地域特性等

1 春日井市の地域特性 3

 (1) 地形 3

 (2) 人口動向 4

 (3) 産業特性 5

 (4) まちの現状 6

 (5) 社会資本の老朽化 8

2 災害リスクの整理 9

 (1) 想定するリスクの考え方 9

 (2) 水害（豪雨、洪水）により想定される被害 9

 (3) 土砂災害により想定される被害 10

 (4) 地震により想定される被害 10

第 3 章 強靱化の基本的な考え方

1 春日井市地域強靱化の基本目標 13

2 春日井市の強靱化を進める上での留意事項 14

第 4 章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価 15

 (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 15

 (2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定 17

 (3) 脆弱性評価結果 18

2	推進すべき施策の方針	19
(1)	リスクシナリオごとの施策の推進方針	19
(2)	施策分野ごとの施策の推進方針	58

第5章 計画推進の方策

1	計画の推進体制	83
2	計画の進捗管理	83
3	計画の見直し等	83

【別紙】

1	リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	84
2	施策分野ごとの脆弱性評価結果	117
3	用語集	139

（浄化槽の整備）

- 合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及により災害時の汚水処理の早期復旧を目指す。

（汚水処理施設等の防災対策の強化）

- 施設の耐震化や浸水対策等の推進、下水処理施設等の代替性の確保、運転管理体制の強化等を図る。その他、汚泥の他施設での焼却、有効利用等、長期的な整備計画の策定及び運用計画等を検討する。
- 施設の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修の対策を推進する。また、下水処理施設等は常に施設機能の効果を発揮させる必要があるため、耐水化を推進する。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

（輸送ルート確保の強化）

- 輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を着実に進める。
- 避難路や緊急輸送道路となる都市計画道路の整備を推進する。

（交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備）

- 陸上輸送の寸断に備え、道路啓開など交通ネットワークの迅速な復旧に向けた体制を整備する。

（道路における冠水対策）

- 冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討する等、道路の耐災害性の強化を図る。

（災害時における放置車両対策）

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策や除雪作業等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急車両等通行ルートを早期に確保する。

（道路啓開など総合啓開の連携強化）

- 処理作業の実施にあたっては、処理計画に基づき、道路管理者、建設協会等と協力連携して行う。

目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物の仮置場の確保の推進）

- 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を推進する。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

（災害廃棄物処理計画の策定等）

- 春日井市災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、随時検証・見直しを行い、必要に応じて計画の改定を行う。

（ごみ焼却施設の災害対応力の強化等）

- 老朽化したごみ処理施設の計画的更新等を進める。

（災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理）

- 春日井市災害廃棄物処理計画の「処理困難物対策」に基づき、環境汚染や事故を防止するため分別して回収し、適正処理を進める。

（災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携）

- 災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

（住宅・建築物の耐震化の促進等）

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策、災害廃棄物の再利用等を推進する。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。
- 愛知県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。
- 大規模自然災害や大規模な感染症などの有事の未然防止と被害の軽減を図るため、計画の策定、防災訓練の実施などにより、指導者体制を構築するなど、防災関係機関等の災害対応力の向上を図る。

（危険な空き家の除却等への支援）

- 危険な空き家の除却に対する支援を行う。

（既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保）

- 住宅セーフティネット制度について、住宅所有者への周知を促進する。また、空き家について、被災者向け住宅への活用に向けた体制づくり等を検討する。
- 災害の発生により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して、公営住宅等の一時使用により居住の安定を図る。

（交通施設等における脆弱性の解消）

- 不特定多数の者が利用する鉄道駅や駅周辺などの主要な交通結節点において、駅施設等の交通施設の更新やバリアフリー化、ならびに駅前広場や駅周辺道路等の整備を進め、災害発生時における都市機能の継続を図るとともに、利用者の安全や避難経路の確保、救助・救急活動に資する空間の確保を推進する。

（施設の耐災害性強化）

- 災害時におけるライフラインの安全性及び信頼性の向上を図るため、電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、耐災害性の強化を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。また、被災地以外からの供給支援を受けるための広域的バックアップ体制の整備を図る。

（浄化槽の整備）

- 合併処理浄化槽の設置に対し補助を行い、合併処理浄化槽の普及により災害時の汚水処理の早期復旧を目指す。

（浸水等の被害軽減に資する対策の推進）

- 浸水対策を着実に推進するとともに、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制整備を推進する。

（水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等）

- 民間事業者等との給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な密集市街地について、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

1 地域の概要

(1)地域名	春日井市			(2)地域内人口	310,317人	(3)地域面積	92.78 km ²
(4)構成市町村等名	春日井市			(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪、山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：						

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)							目 標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和6年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	19,412	19,836	20,508	20,219	20,569	20,474	21,503	19,925 (R1比 -7.3%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.80	1.88	1.94	1.95	1.98	1.97	2.07	1.97 (R1比 -4.8%)
	生活系 総排出量(トン)	77,178	75,956	75,304	73,309	71,692	71,203	71,022	68,750 (R1比 -3.2%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	179.3	178.2	181.1	182.4	180.2	181.4	183.2	170.2 (R1比 -7.1%)
	合計 事業系生活系の総排出量合計(トン)	96,590	95,792	95,812	93,528	92,261	91,677	92,526	88,675 (R1比 -4.2%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	9,590 (9.9%)	8,767 (9.2%)	8,067 (8.4%)	7,405 (7.9%)	6,142 (6.7%)	5,580 (6.1%)	4,637 (5.0%)	7,343 (8.3%)
	総資源化量(トン)	24,700 (25.6%)	23,603 (24.6%)	21,820 (22.8%)	19,233 (20.6%)	18,087 (19.6%)	16,936 (18.5%)	15,960 (17.2%)	18,535 (20.9%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	27,668	27,789	26,689	26,794	26,486	28,509	28,300	25,240
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	571,302	586,141	569,400	583,611	566,148	645,387	627,404	539,505
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	5,779 (6.0%)	6,132 (6.4%)	6,296 (6.6%)	8,048 (8.6%)	8,794 (9.5%)	9,014 (9.8%)	8,764 (9.5%)	7,588 (8.6%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ処理施設	春日井市クリーンセンター	春日井市	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	260トン/日	H3.3	R9.10 廃止	R9～R10	(浸水深0m)浸水対策なし	
ごみ処理施設	春日井市クリーンセンター	春日井市	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	280トン/日	H14.10			(浸水深0m)浸水対策なし	基幹的設備改良工事後 280トン/日→300トン/日
灰溶融施設	春日井市クリーンセンター	春日井市	交流電気抵抗式 灰溶融炉	80トン/日	H14.10	H29.4 休止 (R7 廃止予定)		(浸水深0m)浸水対策なし	
破碎・選別施設	春日井市クリーンセンター	春日井市	回転破碎機方式	65トン/5h	H3.3	R9.10 廃止	R9～R10	(浸水深0m)浸水対策なし	
破碎・選別施設	春日井市クリーンセンター	春日井市	回転破碎機方式	45トン/5h	H14.10			(浸水深0m)浸水対策なし	
資源化施設	春日井市クリーンセンター	春日井市	選別、圧縮方式	25トン/5h	H14.10			(浸水深0m)浸水対策なし	
ストックヤード	春日井市クリーンセンター	春日井市	貯留	460m ²	H23.3			(浸水深0m)浸水対策なし	
最終処分場	春日井市 内津北山最終処分場	春日井市	準好気性埋立(サンド イッチ方式)	475,000m ³	H29.4			(浸水深0m)浸水対策なし	
し尿・浄化槽汚泥 高度処理施設	春日井市衛生プラント	春日井市	標準脱窒素処理法	190kℓ/日	S63.4			(浸水深5.0m以上) 浸水対策として電気室を2階に設置し ている。	

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有 無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸 水深と対策	プラスチック再 商品化を実施 するための施 設整備事業	備考
ごみ処理施設	春日井市クリーンセンター	春日井市	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	300トン/日	R9.2	施設の延命化・集約化 及びCO2排出量削減 のための基幹的設備改 良	有	着手(予定)年月 R9.12 完了(予定)年月 R11.3	(浸水深0m) 浸水対策なし	—	春日井市クリーンセンター全連続 燃焼式焼却炉(ストーカ炉) (260トン/日)の解体事業と 一体として春日井市クリーンセ ンター全連続燃焼式焼却炉(ス トーカ炉)(280トン/日)を整備

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の現状・現状						目 標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和6年度
総 人 口		309,833	310,358	311,236	311,344	311,293	311,326	311,293
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	196,722	197,835	199,232	201,031	202,266	202,700	209,417
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(63.5%)	(63.7%)	(64.0%)	(64.6%)	(65.0%)	(65.1%)	(67.3%)
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	69,014	71,009	51,930	65,907	65,066	65,761	78,344
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	(22.3%)	(22.9%)	(16.7%)	(21.2%)	(20.9%)	(21.1%)	(25.2%)
未 処 理 人 口		44,097	41,514	60,074	44,406	43,961	42,865	23,532

※目標については、年度当初（R6.3.31時点）の数値とする。
小数点以下四捨五入の関係で、収支が合わない場合がある。

27 5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 別	事 業 主 体	現 有 施 設 の 内 容			整 備 予 定 基 数 の 内 容			備 考
		基数	処理人口	開始年度	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	春日井市	4,657	10,757	H1.4	1,095	2,622	R6	

循環型社会形成推進交付金事業実施計画概括表 2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称	規模	事業期間 ※4			総事業費（千円）										交付対象事業費（千円）										備考	
				単位	開始	終了	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
○エネルギー回収等に関する事業																												
ごみ焼却施設基幹的設備改良事業	1	春日井市	300	t/日	R4	R8	1,059,196				7,457	1,051,739	4,764,433	8,548,091	2,378,354			1,026,139			0	1,026,139	4,635,183	8,243,641	231,754		今期R4～R5 次期R6～R8	
ごみ焼却施設解体・撤去工事	2	春日井市	260	t/日	R9	R10										600,000	1,900,000								600,000	1,900,000	次期R9～R10	
○浄化槽に関する事業																												
浄化槽設置整備事業		春日井市	1,095	基	R1	R5	395,709	72,068	72,310	67,071	90,690	93,570						386,553	70,310	71,244	65,529	88,295	91,175					
○施設整備に係る計画支援業務																												
春日井市クリーンセンター整備に関する発注・技術支援事業	1	春日井市			R3	R3	10,188			10,188								7,766			7,766							
春日井市クリーンセンター第1工場解体に関する実施設計事業	2	春日井市			R7	R7								15,000									15,000				次期R7	
合 計							1,465,093	72,068	72,310	77,259	98,147	1,145,309	4,764,433	8,563,091	2,378,354	600,000	1,900,000	1,420,458	70,310	71,244	73,295	88,295	1,117,314	4,635,183	8,258,641	231,754	600,000	1,900,000

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4等に示す事業番号と一致させること。
※2 実施しない事業の欄は削除して構わない。
※3 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。
※4 事業が地域計画を跨ぐ場合は地域計画期間内の事業期間を記入し、備考欄に全体の事業期間を記載すること。なお、事業期間は交付対象外部分のみを行う期間も含む。
※5 廃焼却施設の解体と新施設の建設を異なる事業主体が実施する場合は、それぞれの事業費を別行で記載すること。
※6 消費税は10%として算出（税込）。
※7 令和6年度以降は、次期計画期間。

【参考資料様式 2】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	春日井市
(2) 施設名称	春日井市クリーンセンター
(3) 工期	令和4年度～令和5年度 (全体：令和4年度 ～ 令和8年度)
(4) 施設規模	処理能力 300t／日 (150t／日×2炉)
(5) 形式及び処理方式	ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ (発電効率 19.8%) ・ 無 2. 熱回収の有無 ☒ (熱利用率 2.0%) ・ 無
(7) 地域計画内の役割	循環社会の基盤となるごみ処理施設 二酸化炭素の削減率37.7%以上 廃棄物処理施設で生じた熱を公共施設（福祉の里レインボー プラザ）へ余熱利用するほか、市内公共施設（小学校等）へ電力 の供給をしている。
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	☒ 有 無

(9) 総事業計画額（千円）	1,059,196 千円 (全体：16,750,074 千円) うち、交付対象事業費 1,026,139 千円 (全体：14,136,717 千円)
----------------	---

※ 事業計画額は消費税込み（消費税は10%として算出。）

【参考資料様式 2】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	春日井市
(2) 施設名称	春日井市クリーンセンター
(3) 工期	（全体：令和9年度～令和10年度）
(4) 施設規模	処理能力 260t／日（130t／日×2炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカ炉
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 ☒ （発電効率 %）・無 2. 熱回収の有無 ☒ （熱利用率 %）・無
(7) 地域計画内の役割	循環社会の基盤となるごみ処理施設
(8) 廃焼却施設解体工事の有無	☒ 無

(9) 総事業計画額（千円）	0 千円（全体：2,500,000 千円） うち、交付対象事業費 0 千円（全体：2,500,000 千円）
----------------	---

※事業計画額は消費税込み（消費税は10%として算出。）

※現状では、解体工事を計上しています。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	春日井市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図る。 内容：合併処理浄化槽を設置する者又は既存の単独処理浄化槽もしくはくみ取り便槽から転換する者に対して補助を交付する。
(4) 事業期間	令和元年度 ～ 令和5年度
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 386,553千円 うち（以下の事業を実施する場合） ・環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に係る事業費 380,773千円 ・公的施設単独処理浄化槽集中転換事業に係る事業費 一千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (2,622人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	741基 (1,704人分)	297,540千円	172,540千円	172,272千円
6～7人槽	309基 (711人分)	145,446千円	127,150千円	120,098千円
8～10人槽	45基 (207人分)	26,163千円	13,800千円	12,714千円
11～20人 槽	基 (人分)			
21～30人 槽	基 (人分)			
31～50人 槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管 費	434基	130,200千円	43,069千円	42,319千円
撤去費	403基	39,150千円	39,150千円	39,150千円
改築費 (災害)	基			

改築費 (長寿命 化)	基			
浄化槽整備 効率化事業 費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化 推進費			
合 計	1,095基 (2,622人分) ※基数の合計には宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	638,499千円	395,709千円	386,553千円

計画支援概要

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	春日井市
(2) 事業目的	春日井市クリーンセンター基幹的設備改良工事のため
(3) 事業名称	春日井市クリーンセンター整備に関する発注・技術支援事業
(4) 事業期間	令和3年度
(5) 事業概要	仕様書作成等

(6) 総事業計画額（千円）	10,188 千円 うち、交付対象事業費 7,766 千円
----------------	----------------------------------

※事業計画額は消費税込み（消費税は 10%として算出。）

計画支援概要

都道府県名 愛知県

(1) 事業主体名	春日井市
(2) 事業目的	春日井市クリーンセンター第 1 工場解体・撤去工事のため
(3) 事業名称	春日井市クリーンセンター第 1 工場解体に関する実施設計事業
(4) 事業期間	(全体：令和 7 年度)
(5) 事業概要	設計書作成等

(6) 総事業計画額（千円）	0 千円(全体：15,000 千円) うち、交付対象事業費 0 千円(全体：15,000 千円)
----------------	---

※事業計画額は消費税込み（消費税は 10%として算出。）

※現状では、解体工事を計上しています。